

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 10 月 28 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1 件
厚生年金保険関係	1 件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1 件
厚生年金保険関係	1 件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1600179号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1600057号

第1 結論

請求者のA社における平成26年3月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額(5万円)に訂正し、記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年3月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年3月31日

平成26年3月31日にA社から支給された賞与(期末手当)に係る年金記録について、保険給付の対象とならない(厚生年金保険法第75条本文該当)記録になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該賞与について保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、請求者は、請求期間に賞与(5万円)の支給を受け、標準賞与額(5万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600171 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600056 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 43 年 4 月 29 日から昭和 44 年 8 月 18 日まで

昭和 43 年 4 月に船員職業安定所から A 社を紹介してもらい、海外派遣の 2 年契約で入社した。請求期間の乗船履歴証明書を持っており、船員保険料を給与から控除されていたので、A 社に勤務していた当該期間について年金額に反映するように船員保険被保険者記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間当時の船員保険法 (昭和 14 年法律第 73 号) 第 17 条、船員法 (昭和 22 年法律第 100 号) 第 1 条及び船員法施行規則第 1 条の規定によると、日本船舶、日本法人が所有する船舶、日本法人が借り入れ、又は国内の港から外国の港まで回航を請け負った船舶、国内各港間のみを航海する船舶等により乗組む船員を船員保険の被保険者として定めることとされている。

一方、請求者の所持する乗船履歴証明書によると、請求者は、昭和 43 年 4 月 29 日から同年 11 月 22 日までの期間は船名「B」に、同年 11 月 25 日から昭和 44 年 8 月 18 日までの期間は船名「C」に乗船していたことが確認できるものの、両船舶の所有者は、A 社ではない上、同社の請求期間当時の代表取締役は、既に死亡しており、同社の閉鎖時の代表取締役から回答を得られないことから、当該期間において、請求者が、同社において勤務していたことを確認できない。

また、前述の乗船履歴証明書によると、請求者は、請求期間に日本国外において外国船籍と推認できる船舶に乗り組んでいるところ、同船舶は、A 社が借り入れたものであることが確認できない。さらに、同船舶は、国内の港から外国の港までの回航を請け負った船舶であったことを確認できない。加えて、船員保険被保険者名簿及び船舶別名簿により、同社は、請求期間において船員保険の適用船舶所有者であったことが確認できるものの、同名簿に「B」及び「C」の両船舶名の記載はないことから、請求期間において、両船舶は、船員保険法に定める適用船舶であったとは考え難く、請求者は、船員保険の被保険者としての要件を満たしていたとは認められない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び船員保険の加入状況について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において A 社に係る船員保険の被保険者であったと認めることはできない。